

長浜市高齢者世帯等雪下ろし補助事業のご案内

●事業内容

屋根の雪下ろし作業を業者等に委託された場合に、予算の範囲内で補助を行います。

○補助上限回数

3回（ただし、余呉地区は5回、上草野・杉野・高時地区、西浅井地区は4回）

○補助上限額

1万円／回（委託額が1万円を下回る場合はその委託額）※千円未満切り捨て

※屋根の雪下ろしに伴う作業で、重機（バケットのついたもの）を使用した場合の補助上限額は2万円／回。

○対象経費 対象者となる人が現に生活されている家屋の雪下ろしにかかる費用

●対象者

対象者は次のいずれかに該当し、親族の支援による除雪が困難な市民税非課税の世帯で、市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を完納している世帯です。

- ① おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳（内部障害2級、平衡機能障害3級、肢体不自由4級及び視覚障害4級以上の者に限る）、療育手帳重度又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者のみの世帯
- ③ ②に該当する人と同居する人全てが65歳以上の世帯

●必要書類・申請窓口

◎必要書類

申請書・領収書の写し・作業実施前と後の写真

※重機を使用した場合は、領収書に「重機使用」と記載し、使用したことが分かる写真も添付してください。

※振込先の口座を確認するため、通帳（コピー可）を持参してください。

◎申請窓口

市役所長寿推進課・しうがい福祉課・北部合同庁舎くらし窓口課

※長浜市ホームページまたは右のQRコードから、電子申請もできます。



●申請期限

令和8年3月31日（火）

※予算の上限に達し次第、受付終了とさせていただきますので、お早めに申請をお願いします。

●手続きの流れ

①対象者が屋根の雪下ろしを支援者に委託。作業実施前に現場の写真を撮っておく。



②支援者が作業を実施。作業に重機を使用した場合、重機使用がわかる写真を撮っておく。



③作業実施後、現場の写真を撮る。

支援者は、費用を対象者から受け取り、領収書を発行する。



④対象者は、補助金の申請書に領収書と現場の写真を添えて市に提出。



⑤市は、申請書類を受領後、審査を行い、結果通知を対象者に送付。

交付決定となった場合は、市が対象者の指定口座に補助金を振り込む。

お問い合わせ
長寿推進課
☎ 65-7789
しうがい福祉課
☎ 65-6518